

令和6年3月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第1号	亀山市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 1
議案第2号	亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 5
議案第3号	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 6
議案第4号	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 7
議案第5号	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 8
議案第6号	亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 9
議案第7号	亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 10
議案第8号	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例・・・・ 11
議案第9号	亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 13

議案第 10 号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を
改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

議案第 11 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整理に関する条例・・・・・・・・・・ 16

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	市民文化部市民課 産業環境部環境課 建設部建築住宅課 消防本部予防課
----	--------------------	---

1 制定・改廃の背景と趣旨

次のとおり、法律の一部改正等に伴う所要の改正を行うものです。

(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部が改正され、令和6年3月1日から戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行、本籍地以外の市区町村における戸籍（除籍）謄本等の交付（以下「広域交付」といいます。）等が可能となることから、所要の改正を行います。

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」といいます。）の一部が改正され、犬猫等販売業者が犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、当該マイクロチップの情報の登録（当該犬又は猫の所有者が変更となったときは、変更登録）を行うことが義務化されました。

これに伴い、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の登録について、動物愛護管理法に基づく狂犬病予防法の特例制度*（以下「特例制度」といいます。）が設けられ、本市は令和6年度から本制度に参加することから、所要の改正を行います。

※ 動物愛護管理法に基づく狂犬病予防法の特例制度とは、市町村長が、犬の所有者が犬の登録をしたマイクロチップの情報の提供を環境大臣に求め、環境大臣から当該情報の通知を受けたときは、犬の所有者から狂犬病予防法に基づく犬の登録申請があったものとみなされ、装着されたマイクロチップは当該市町村長が交付した鑑札とみなされる制度をいいます。なお、市町村長は、狂犬病予防法に基づき犬の所有者から犬の登録の申請があったときは、これを登録し、鑑札を交付しなければならないこととされています。

(3) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部が改正され、令和6年4月1日から消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく危険物に関する手数料の標準額が見直されることから、所要の改正を行います。

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部が改正され、令和6年4月1日から既存不適格建築物*¹（接道義務*²又は道路内建築制限*³が不適格となっているものに限り、以下同じ。）に係る大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「大規模修繕等」といいます。）に関する制限の

緩和に係る認定の制度が設けられることから、所要の改正を行います。

また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」といいます。）の一部が改正されたことに伴い、併せて所要の改正を行います。

※1 既存不適格建築物とは、現存する建築物のうち、建築時点での法令等では適法であったものが、その後の法令改正や都市計画の変更などにより不適合部分が生じた建築物のことをいいます。

※2 接道義務とは、建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならないとする建築基準法で定める義務をいいます。

※3 道路内建築制限とは、建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならないとする建築基準法で定める制限をいいます。

2 改正内容

(1) 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行手数料を定めます。また、広域交付による戸籍（除籍）謄本等の交付手数料等は、亀山市に本籍地がある場合の手数料等と同額とします。

＜別表第1（4の項から9の項まで（新6の項及び新9の項を含む。））関係＞

改正前		改正後	
戸籍謄本等の交付	1通につき450円	戸籍謄本等の交付 (広域交付による交付を含む。)	1通につき450円
		戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円
除籍謄本等の交付	1通につき750円	除籍謄本等の交付 (広域交付による交付を含む。)	1通につき750円
		除籍電子証明書提供用識別符号の発行	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円
受理証明書の交付、 届書等の記載事項 証明書の交付	1通につき350円 (上質紙は1,400円)	受理証明書の交付、届 書等の記載事項証明 書の交付、届書等情 報内容証明書の交付	1通につき350円 (上質紙は1,400円)
届書等の閲覧	書類1件につき350 円	届書等の閲覧、届書 等情報内容を表示し たものの閲覧	届書等の閲覧、届書 等情報内容を表示し たものの1件につき350円

※ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める手数料の標準額と同額とします。

※ 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行は、新規事務となります。

※ マイナポータルを活用する場合などにおいては、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行手数料は、徴収しません。

(2) 特例制度により、環境大臣から受けたマイクロチップの情報の通知に基づき犬の登録を行う場合においては、狂犬病予防法に基づく犬の登録に係る手数料の規定は、適用しないこととします。

＜別表第1（11の項）関係＞

(3) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を次のように改めます。

＜別表第2関係＞

危険物の貯蔵最大数量	金額（1件につき）	
	改正前	改正後
1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満	118万円	145万円
5,000キロリットル以上 1万キロリットル未満	141万円	172万円
1万キロリットル以上5万 キロリットル未満	159万円	192万円
5万キロリットル以上10万 キロリットル未満	195万円	236万円
10万キロリットル以上20 万キロリットル未満	227万円	274万円
20万キロリットル以上30 万キロリットル未満	455万円	564万円
30万キロリットル以上40 万キロリットル未満	582万円	724万円
40万キロリットル以上	707万円	879万円

※ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める手数料の標準額と同額とします。

(4) 建築物基準法及び建築物省エネ法の一部改正に伴う改正

ア 既存不適格建築物における建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で定める範囲内の大規模修繕等[※]の認定申請に係る手数料の額を定めます。 ＜別表第3関係＞

※ 建築基準法施行令で定める範囲内の大規模修繕等とは、既存不適格建築物の用途（道路内建築制限が不適格となっている建築物にあっては形態）の変更を伴わない大規模修繕等であって、特定行政庁が交通上（道路内建築制限が不適格となっている建築物にあっては通行上）、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものをいいます。

<大規模修繕等に関する制限の緩和に係る認定申請手数料>

区分	金額
接道義務が不適格となっている建築物	27,000円
道路内建築制限が不適格となっている建築物	27,000円

イ 建築物省エネ法の題名が「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改正されたことに伴う規定の整理を行います。

<別表第6関係>

3 その他

施行日は、令和6年4月1日とします。ただし、戸籍法の一部改正に伴い改正する規定の施行日は、令和6年3月1日とします。

<p>件 名</p>	<p>亀山市個人番号の利用及び特定 個人情報に関する条例の 一部を改正する条例</p>	<p>政 策 部 DX・行革推進室</p>
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」といいます。）の一部が改正され、政令で定める日[*]から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条の規定により、同法の公布の日（令和5年6月9日）から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定めることとされています。</p> <p>2 改正内容</p> <p>法の一部改正に伴う規定の整理を行います。</p> <p style="text-align: center;">＜第1条、第2条、第4条及び第5条関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日とします。</p>		

件名	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	市民文化部 市民課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>子どもの福祉医療費助成については、小学生までを助成対象とする県制度に加え、市独自で中学生を助成対象として実施しています。</p> <p>また、未就学児においては、県内の保険医療機関で医療を受けた場合は、窓口無料化（現物給付）を実施している中、更なる子育て支援の充実を図るため、令和6年9月診療分から窓口無料化の対象を中学生まで拡大することから、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>県内の保険医療機関で医療を受けた場合における窓口無料化について、受給資格者の年齢を15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者まで拡大します。 <第9条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和6年9月1日とし、同日以後に受けた医療について適用します。</p>		

件名	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども未来課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令基準」といいます。）の一部が改正され、特定教育・保育施設の重要事項[※]の掲示に係る基準が見直されました。</p> <p>市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定により、府令基準に従い、又は府令基準を参酌して条例で定めることとされていることから、改正後の府令基準と同様の基準を定めるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>※ 重要事項とは、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項をいいます。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 改正された府令基準を参酌し、特定教育・保育施設の重要事項について、書面による掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととします。 <第23条関係></p> <p>(2) その他府令基準の一部改正に伴う規定の整理を行います。 <第15条、第35条、第36条、第44条及び第53条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。ただし、重要事項の掲示に係る改正規定は、令和6年4月1日から施行します。</p>		

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 市民課
----	------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部が改正され、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が引き上げられたことから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額（後期分）の課税限度額を次のように引き上げます。 <第2条及び第26条関係>

	改正前	改正後
後期高齢者支援金等課税額（後期分）	20万円	22万円

※ 国民健康保険税の基礎課税額（医療分）の課税限度額（65万円）及び介護納付金課税額（介護分）の課税限度額（17万円）については改正を行いません。そのため、今回の改正により、国民健康保険税の課税限度額（基礎課税額の課税限度額＋後期高齢者支援金等課税額の課税限度額＋介護納付金課税額の課税限度額）は、現行の102万円から104万円になります。

3 その他

施行日は、令和6年4月1日とし、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用します。

件名	亀山市地区コミュニティセンター 一条例の一部を改正する条例	市民文化部 まちづくり協働課
----	----------------------------------	-------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

現在の城東地区コミュニティセンターは、一般社団法人三重県建設業協会から土地及び建物を借用した代替施設ですが、令和6年4月1日に新たな城東地区コミュニティセンターとして建設した施設に移転することから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

城東地区コミュニティセンターの位置を次のように改めます。

<第2条関係>

	改正前	改正後
位置	亀山市東丸町517番地6	亀山市東町一丁目8番8号

3 その他

施行日は、令和6年4月1日とします。

<p>件名</p>	<p>亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部を改正する条例</p>	<p>産業環境部 商工観光課</p>
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>昨今のキャンプブームにより冬季のキャンプ場施設の需要が高まっていることから、亀山市石水溪キャンプ場施設（以下「キャンプ場施設」といいます。）においても1年を通しての利用を可能とするため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>キャンプ場施設の利用期間に関する規定を削り、指定管理者が特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て、臨時にキャンプ場施設を休場することができる規定を設けます。 <第5条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和6年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	建設部 建築住宅課
----	--------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

亀山市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止とする判定を行った市営単独住宅について、入居者の退去が完了したことから、当該住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行うものです。

また、野村団地住宅及び本町住宅の構造について公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）の規定に準じた表記とし、若山住宅の位置について住居表示の記載錯誤を訂正するため、併せて所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 昭和25年度建設の城山住宅の名称、位置等を定める規定を削除します。また、これにより、本条例における全ての市営単独住宅が廃止となることから、市営単独住宅に関する規定を削除します。

＜目次、第1条、第2条、第34条、第39条、第51条、第52条から第54条まで及び別表第3関係＞

＜用途を廃止する市営住宅＞

市営単独住宅

建設年度	名称	位置	構造	戸数
昭和25年度	城山住宅	関町新所1393番地1及び 1394番地3	木造平家	8

- (2) 平成27年度設置の野村団地住宅及び平成30年度設置の本町住宅の構造並びに平成27年度設置の若山住宅の位置について、次のように改めます。 ＜別表第1関係＞

＜構造を改める住宅＞

設置年度	名称	構造	
		改正前	改正後
平成27年度	野村団地住宅	中層耐火3階	準耐火3階
平成30年度	本町住宅	中層耐火3階	準耐火3階

<位置を改める住宅>

設置年度	名称	位置	
		改正前	改正後
平成27年度	若山住宅	若山町1番7-101号、1番7-102号、1番7-103号、1番7-105号、1番8-201号、1番8-202号、1番8-203号及び1番8-205号	若山町1番6-101号、1番6-102号、1番6-103号、1番6-105号、1番8-201号、1番8-202号、1番8-203号及び1番8-205号

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例	上下水道部 上水道課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>水道法（昭和32年法律第177号）の一部が改正され、令和6年4月1日から同法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、国土交通省令で定めることとなるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本条例で引用している「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めます。</p> <p style="text-align: right;">＜第5条及び第25条関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和6年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市消防団員等公務災害補償 条例の一部を改正する条例	消防本部 消防総務課
----	--------------------------------	---------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」といいます。）の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されます。

公務災害により支給される損害補償の額や内容等については、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定により、基準政令で定める基準に従い条例で定めることとされていることから、改正後の基準政令の規定と同様の取扱いとするため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者の補償基礎額*の最低額を8,900円から9,100円に引き上げます。 <第5条関係>

* 補償基礎額とは、基礎額と扶養加算額で構成され、損害補償の支給額の算定の基礎となるものをいいます。なお、この補償基礎額を基準として、補償ごとに定められた算定方法で乗除した額が支給されます。

- (2) 非常勤消防団員及び非常勤水防団員に対する損害補償に係る補償基礎額を次のように引き上げます。 <別表関係>

階級		勤務年数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
改正前	団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
	分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
	部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円
改正後	団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
	分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
	部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

3 その他

施行日は、令和6年4月1日とします。

件名	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	上下水道部上水道課 下水道課 医療センター地域医療部病院総務課 監査委員事務局
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係する4つの条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>《第1条による改正》</p> <p>亀山市監査委員条例（平成17年亀山市条例第9号）の一部を改正し、同条例で引用している地方自治法第243条の2の2が第243条の2の8に繰り下げられることに伴う規定の整理を行います。 <第7条関係></p> <p>《第2条による改正》</p> <p>亀山市水道事業等の設置等に関する条例（平成17年亀山市条例第136号）の一部を改正し、同条例で引用している地方自治法第243条の2の2が第243条の2の8に繰り下げられることに伴う規定の整理を行います。 <第5条関係></p> <p>《第3条による改正》</p> <p>亀山市下水道事業の設置等に関する条例（平成26年亀山市条例第32号）の一部を改正し、同条例で引用している地方自治法第243条の2の2が第243条の2の8に繰り下げられることに伴う規定の整理を行います。 <第5条関係></p> <p>《第4条による改正》</p> <p>亀山市病院事業の設置等に関する条例（平成27年亀山市条例第36号）の一部を改正し、同条例で引用している地方自治法第243条の2の2が第243条の2の8に繰り下げられることに伴う規定の整理を行います。 <第6条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和6年4月1日とします。</p>		